

胎内市キャッシュレス決済導入業務委託事業者選定に係るプロポーザル実施要領

市民生活課及び税務課の窓口にキャッシュレス決済を導入することにより、多様な決済手段の提供による市民の利便性及び公金の安全な取り扱いの向上を図ります。

受託事業者の選定に当たっては、金額の多寡のみの比較である通常の競争入札ではなく、プロポーザル方式により最も優れた者を特定します。

プロポーザルに応募する意思のある方は、下記に掲げる内容により「参加希望票」及び「提案書」を作成し提出してください。

1 業務名

胎内市キャッシュレス決済導入業務

2 業務内容

別紙「胎内市キャッシュレス決済導入業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

3 予定契約期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

4 契約上限額

キャッシュレス決済導入費用の契約額は 2,810,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を限度とする。

※ 見積内訳書の「キャッシュレス決済導入費用」は上記金額以内とすること。

5 参加資格等

(1) 参加者の資格

- ① キャッシュレス決済導入業務の元請として契約実績があること。
- ② 胎内市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 17 年訓令第 38 号）に基づく指名停止を受けている者又は指名停止の措置要件に該当する者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は当該申し立てがなされなかった者とみなす。
- ④ 受託事業者が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該

当していないこと。

- ⑤ 受託事業者は、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑥ POSシステム取扱事業者とキャッシュレス事業者による共同提案を行う場合は、どちらか一方を代表事業者とすること。

(2) 参加者からの除外

- ① 上記(1)のいずれかの要件を欠くようになったとき。
- ② 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- ③ 法的整理が開始されるなど、いわゆる「倒産状態」になったとき。
- ④ 威圧その他の行為により公正かつ円滑な選定業務を妨げたとき。
- ⑤ 見積金額（消費税込）が契約上限額を超えるとき。

6 参加希望受付及び確認

この実施要領及び仕様書等を十分確認し、業務委託の趣旨を踏まえた上で、参加希望の事業者は、提案の参加意思確認を行うために、参加希望票を事前に提出してください。

① 受付期間

令和7年4月28日(月)9時00分から令和7年6月2日(月)17時00分まで（ただし、閉庁日を除く。）

- ② 提出書類 参加希望票（様式1） 1部
- ③ 提出方法 担当課窓口へ直接持参、郵送又は電子メール
- ④ 指名通知 令和7年6月11日(水)に電子メールにて通知予定

なお、胎内市建設工事入札参加資格審査規程（平成17年告示第10号）第6条第1項、胎内市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成17年告示第14号）第6条第1項又は胎内市物品・役務等入札参加資格審査規程（平成20年告示第23号）第6条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては、以下の書類も併せて提出すること。

- ア 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（法人）
- イ 履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）（商号登記している個人）
- ウ 身分証明書（商号登記していない個人）
- エ 登記されていないことの証明書（商号登記していない個人）
- オ 財務諸表（法人及び個人）
- カ 法人事業税の納税証明書（法人）
- キ 納税証明書（法人：法人税及び消費税及び地方消費税、個人：申告所得税及び消費税及び地方消費税）

7 質問の受付及び回答

この実施要領、仕様書等に関する質問があるときは、質問書（様式2）を提出してくだ

さい。

- (1) 受 付 期 間 令和7年4月28日(月)9:00 から令和7年5月14日(水)17:00 まで
- (2) 提 出 方 法 担当課へ質問書により電子メールで提出
- (3) 質問への回答 令和7年5月16日(金)9:00以降、胎内市ホームページに掲出する。

8 提案の受付

6④による指名通知を受けた事業者は、提案書を提出してください。

- (1) 提案受付期間 令和7年6月11日(水)9:00 から令和7年6月25日(水)17:00 まで
(ただし、閉庁日を除く。)
- (2) 提出方法 担当課窓口に直接持参又は郵送してください。
- (3) 提案書 次の①から⑤までの書類を1組としたものを提案書とします。作成に当たっては、提案書作成要領(別添A)も参考にしてください。

① 提案者の概要(別記様式1)

提案事業者の所在地、資本金その他基本情報を記入してください。

② 業務実績調書(別記様式2)

キャッシュレス決済導入業務の元請としての受注実績等を記入してください。

③ 担当者実績及び業務執行体制(別記様式3)

本業務に従事する技術者の配置計画及び配置する各技術者の担当する業務内容・保有資格・関連業務の実績・経験を記入してください。また、本業務の総括責任者、担当者等の所属、役割等実施に当たっての体制及び特徴を記入してください。

④ 見積書及び見積内訳書(別記様式4-1及び別記様式4-2)

見積内訳書のうちキャッシュレス決済導入費用は契約上限額(消費税込み)以内で、見積金額(消費税込み)を記載してください。

⑤ 業務についての提案(任意様式)

様式で示した各項目についての提案者としての考え方を記入してください。

なお、共同提案を行う場合、代表事業者以外の構成事業者も①及び②を提出すること。

(4) 提出部数

提案書：正本1部、副本7部(写し可)

9 選定方法(最終選定)

- (1) 実施日時 令和7年7月中旬を予定しています。
- (2) 選定方法 胎内市キャッシュレス決済導入業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会という」)が提案者から提出された提案書を判断要素として、審査委員会が作成した評価基準に基づき審査し、最も高得点を獲得したものを受託候補者とします。なお、必要に応じて別日にヒアリング・プレゼンテーションを行うこともあります。また、参加事業者全員の採点を行い順位づけを行います。

◎ 選定評価基準の評価項目及び配点

ア 書類審査評価点	350 点
イ 見積金額評価点	350 点
ウ プレゼンテーション評価点	1,050 点
総合計得点 (ア+イ+ウ)	1,750 点

予定額を超えている場合は失格とします。

(3) 結 果 通 知 最終選定結果は、提案事業者全員に電子メールで通知します

(4) 委 員 構 成 委員長：副市長

委 員：副市長、総合政策課長、会計課会計管理者、市民生活課市民係長、
税務課市民税係長、市民生活課市民係員、税務課市民税係員

10 委託契約 受託候補者と協議を行い、見積徴取により随意契約を行います。

11 その他

(1) 本プロポーザル参加に関する費用は、参加者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。

(2) 提案書において、虚偽の記載等の不正な行為が判明したときは、指名停止等の措置を行うことがあります。

(3) 本要領に定めのない事項については、協議の上、決定することとします。

連絡先

〒959-2693

新潟県胎内市新和町2番10号

胎内市役所総合政策課企画政策係

担 当：三浦

電 話：0254-43-6111（代表）

E-mail：kikaku@city.tainai.lg.jp